

# 特定非営利活動法人 Tuning For The Future 定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人 Tuning For The Future と称し、登記上はこれを特定非営利活動法人チューニング・フォー・ザ・フューチャーと表示し、T.F.F.を略称とする。

### 第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

### 第3条（目的）

この法人は、一般市民、行政機関、団体等に対して、おもにパソコンやデジタルメディアを用いた作業効率化支援事業、省資源推進事業、情報収集・調査事業、セミナー等の啓発事業等を行い、市民が適度に合理的で快適な社会のなかで過ごせるよう社会生活環境の改善及び向上に寄与することを目的とする。

### 第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 社会生活改善のための作業効率化支援事業
  - ① ホームページ簡易作成システムの構築・提供
  - ② ホームページの共有メンテナンスの運営
  - ③ デジタル機器等を活用した事業の効率化支援
- (2) 社会生活改善のための省資源推進事業
  - ① ホームページを活用した印刷物削減支援
  - ② デジタルメディア等を活用した印刷物削減支援
  - ③ 省紙対策プリンタ端末などのシステム構築支援
- (3) 社会生活改善のための調査改善事業
  - ① 一般からの情報収集のためのネットワーク構築
  - ② 収集された情報の調査・改善策の提案支援
- (4) 社会生活改善のための人材・企業の発掘事業

- ① 教育機関等の効率化を支援するための人材・企業の発掘
- ② 作業効率・省資源を支援活動する人材・企業の発掘
- (5) 社会生活改善のための啓発事業
- ① ホームページ運営を効率的に行うためのセミナー開催
- ② パソコンを有効活用するためのセミナー開催
- ③ 省資源全般に関するセミナー開催
- ④ 情報化社会の基本と効率的な利用に関するセミナー開催
- ⑤ ホームページによる総合的な情報提供
- ⑥ 出版物による啓発
- (6) その他目的を達成するために必要な事業
- ① 教育機関等で不足している用紙等のリサイクルシステムづくり
- ② 教育機関等で不足、または余剰となっている備品のリサイクルシステムづくり

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 企画・デザインなどの制作業
- (2) 主に芸術分野に関する講習会・セミナー等の企画・運営

3 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### 第6条（種別）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体

### 第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、

理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### 第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### 第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### 第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### 第12条（入会金及び会費の不返還）

既納の入会金、会費は、返還しない。

### 第3章 役員

#### 第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

#### 第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

2理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### 第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

#### 第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

#### 第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

#### 第20条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 第21条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第22条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 会員の除名
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

#### 第 23 条（開催）

通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

#### 第 24 条（招集）

総会は、第 23 条第 2 項の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 40 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも 10 日前までに通知または通知を発信しなければならない。

#### 第 25 条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### 第 26 条（定足数）

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第 27 条（議決）

総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のとき議長の決するところによる。

#### 第 28 条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが

できない。

#### 第 29 条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

### 第 5 章 理事会

#### 第 30 条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第 31 条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第 32 条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

#### 第 33 条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールの発信をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

#### 第 34 条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第 35 条（議決）

理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。  
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第 36 条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第二項及び第 37 条第一項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第 37 条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

#### 第 38 条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### 第 39 条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

#### 第 40 条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第 41 条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 第 42 条 (会計の区分)

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

#### 第 43 条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### 第 44 条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### 第 45 条 (予算の追加及び更正)

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第 46 条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、2 ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 47 条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 48 条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

#### 第 49 条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

## 第 50 条 (解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

## 第 51 条 (残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

## 第 52 条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

### 第 53 条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 9 章 事務局

### 第 54 条 (事務局の設置)

この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

### 第 55 条 (職員の任免)

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

## 第 10 条 雑則

### 第 56 条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長： 手塚佳代子

副理事長： 高橋政輝

理 事： 萩原晶 石垣憲一 監 事： 川野上雅識

3 この法人の設立の当初の役員の任期は第 16 条第 1 項の規定にかかわらず成立の日から平成 18 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員 個人 6,000 円 団体 12,000 円 入会金 0 円

(2)賛助会員 個人 1 口 30,000 円（1 口以上）／団体 1 口 30,000 円（1 口以上） 入会金 0 円